

建築物の技術基準の策定について



建築研究部長 五條 渉(博士(工学))

(キーワード) 建築基準、建築確認、既存不適格、性能規定化

1. はじめに

建築研究部では、建築基準法などに基づいて定められる技術基準の原案の策定や、そのために必要な調査・研究を行っています。最近の例としては、昨年4月に施行された天井の脱落防止のための一連の基準、プロジェクト研究として検討を実施し本年6月に施行される木造3階建学校などの新防火基準、数年来継続的に調査・検討に取り組んでいる長周期地震動に対する技術基準などがあります。建築基準¹⁾が社会的なニーズに対応したものであるためには、その内容は、技術的に妥当なものであるほか、関連する制度と整合し、適切に運用され、基準適合性が確保されるものでなければなりません。以下では、こうしたことを踏まえて、我々が、どのようなことに配慮して建築基準の原案策定などの活動を行っているかについて、一部個人的な見解もまじえつつ、ご紹介させていただきます。建築研究部の活動についてご理解いただくための一助となれば幸いです。

2. 建築確認制度と建築基準

建築基準法に基づく建築基準への適合を確保するための手続きの代表的なものが、工事に着手する前に、建築主からの申請を受け、建築計画の基準適合性の審査を行う「建築確認」です。これは、類似の行政行為である「許可」とは異なり、「羈束(きそく)行為」(判断者の裁量の余地がない行為)であるとされています。従って、建築基準は、適否の判断が判断者にかかわらず同じになるよう、「確定的・一義的」に定める必要があります。

建築基準の規定が、いわゆる「仕様規定」、すなわち、寸法、形状、使用材料などの具体的な記述によってなされているならば、適否の判定は容易です。し

かし、実際の基準には、試験や計算によって適否を確かめなければならない規定や、定性的表現も含まれています。そういった仕様規定以外の部分も、基本的には、建築確認の審査を行う建築主事・確認検査員²⁾が理解し、適切な判断を行えるようなものとして定める必要があります。

近年の建築基準の見直しにおいては、的確な運用を図る観点から、より具体的な表現による規定へのシフトや、政令から告示への委任規定の積極的採用(より詳細な基準を告示に規定するため)などが行われています。また、特に、計算や定性的表現によるものなど技術的な判断を要する規定については、その解釈のバラつきを防ぐために、技術的助言や解説書などを作成し公開することなども行われており、国総研では、そのような活動にも参画しています。

このように、建築基準の具体化・詳細化を推進した場合には、設計における技術的選択肢の幅が狭められることなどが懸念されます。それを解消・軽減するための対応として、技術基準の性能規定化が行われています(「4」参照)。

3. 建築基準の見直しの条件

建築基準法は、憲法に基づき認められるべき建築物に対する財産権に対して、公共の福祉の実現のために最低限の制約を加えるものであることから、第1条(目的)において、「最低の基準」を定めるものであることが謳われています。

例えば、大地震が発生し建築物に被害が生じると、その再発を防止するために、建築基準の見直しの必要性が検討されます。建築物の安全性を高めるためには、基準の改正により新たな規定を設けたり、これまでの規定をより厳しくすることが有効ですが、

そのような規制の強化を行う際には、その内容を「最低基準」として相応しく、過剰な規制とならない水準のものとする必要があります。この時、特に問題となるのが、「既存不適格建築物」の発生です。

建築物は、竣工し、使用が開始された後でも、常に建築基準に適合した状態にあることが基本ですが、建築基準が制定または改正された時点で「既に存在していた（又は工事中の）建築物」については、新しい規定の適用は免除されます。その「特例」によって、最新の基準に適合しない状態となった建築物が「既存不適格建築物」です。増改築や大規模の修繕などを行うと、原則として、この特例は失われ、新たな基準への適合が求められることとなっていますが、それにより、建築物の所有者などが増改築などを行う場合に、大きな負担となる³⁾ことがあります。建築基準の強化を含む見直しを行おうとする場合は、必ず、その必要性和そういった負担の発生の状況とを総合的に勘案して、その内容や実施の是非を判断することになります。

冒頭で述べた例でいえば、天井の脱落防止の基準の導入は、既存不適格建築物を生み出す「規制強化」に該当します。この場合は、対象を「特定天井」という、一定以上の規模・高さ・重量を有する吊り天井に限定するとともに、新築向けの基準よりは適用が容易な既存建築物を対象とした基準も用意するなどの配慮が行われました。

4. 建築基準の「性能規定化」

平成12年施行の建築基準法令の改正では、建築基準の「性能規定化」が行われました。これは、技術基準の表現を、上述の「仕様規定」から、建築物が保有すべき性能（要求性能）による記述に転換することです。これにより、必要な性能を有するものであれば、構造方法や材料などの選択が自由に行えるようになり、新技術や、外国製のものを含む多様な構造方法・材料の利用が促進されるというメリットが生じます。一方で、直接的に要求性能への適合性を判断することは、一般には極めて難しいことから、保有性能の「検証方法（計算方法や試験方法）」や、

それに適合することにより要求性能を満足するとみなされる「例示仕様」などが併せて規定されました。さらに、特殊な構造方法などについて、大臣認定という、高度な技術的判断を別途行う仕組みを取り入れることで、「2」で述べた課題である、「設計の自由度の確保と適否判断のばらつきの防止」という2つの目的を同時に達成することを可能としています

この「性能規定化」は、海外においても多くの国で行われており、基準全体を性能規定型の体系に転換している国も存在しますが、日本では、個々の規定において、できるだけ多くの部分に性能規定を導入するという形を取っています。従来は仕様規定が基本だった防火・避難規定については、耐火性能検証法や、避難安全検証法の導入などが行われましたが、一部には、従来の仕様型の規定が残っています。

5. おわりに

今般の建築基準法改正（平成27年6月施行）においては、すべての規定を対象とした大臣認定規定（法第38条）が設けられたこと⁴⁾により、防火関係規定などに一部残されている仕様規定についても、特殊な方法で代替することができる途が開かれましたが、防火・避難規定については、その全体を性能規定化することが課題とされています。その実現のための検討を含め、今後も、様々なニーズや関係者・関係機関のご意見を踏まえつつ、建築基準の改善のための活動を進めていきたいと考えていますので、ご指導・ご支援を賜りますようお願いいたします。

【参考】

- 1) 建築基準法に基づく基準には、個々の建築物に適用される単体規定と、市街地環境の確保などのための集団規定とがあるが、ここでは、建築研究部が所掌している単体規定（「建築基準」という）について述べる。
- 2) 一部の構造計算基準については、さらに、専門的知識を有する構造計算適合性判定員などのチェックを受けることが求められる。
- 3) 阪神淡路大震災直後の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の制定や、数次に渡る建築基準法令の改正により、耐震改修を行う場合や小規模な増改築の場合などについて、一定条件下で新基準の適用を緩和することが可能となっている。
- 4) 平成12年の改正で廃止されたが、復活したもの。